

目 次

「青森ねぶた」の重要無形民俗文化財の指定	2
■青森ねぶた祭	2
1 ねぶたの起源	3
2 ねぶた祭の形態と由来	3
3 ねぶたの変遷	3
4 地域ねぶた・子供ねぶた	4
5 祭りの仕組み	4
(1) ねぶた運行団体とねぶたの運行	4
(2) ねぶたの運行体系	5～6
(3) 囃子方の道具いろいろ	6～8
6 ねぶたが出来るまで	8
(1) 運行団体と作者の契約	8
(2) 運行団体の運行予算	8
(3) 各団体の運行組織	9
(4) ねぶた師	9
(5) ねぶたの面・送り絵・高欄	10
(6) ねぶた小屋（ねぶたラッセランド）	10
(7) 制作日数	10
(8) 制作工程	11～15
7 その他の関連事項	16
(1) 前ねぶた	16
(2) ミスねぶた	16
(3) 制作、運行に関する諸行事	16
(4) 前夜祭	16
(5) 祭り終了後の「ねぶた」	17
(6) ねぶた各賞	17～18
(7) 審査について	18
8 幻想の海上運行	19
9 金魚ねぶた	19
(1) ねぶた祭に出現した時代	19
(2) 金魚ねぶたのエピソード	20
10 ねぶた名人	21
初代 北川 金三郎	22
第2代 北川 啓三	23
第3代 佐藤 伝蔵	24
第4代 鹿内 一生	25
第5代 千葉 作龍	26
第6代 北村 隆	27
第7代 竹浪 比呂央	28
参考資料	
■青森ねぶた保存伝承条例	29～30
■青森県迷惑行為等防止条例	31～32
MEMO	33
終わりに	34

「青森ねぶた」の重要無形民俗文化財の指定

重要無形民俗文化財の指定は、1976年（昭和51）に始まった。衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗習慣や民俗芸能、民俗技術など人々が日常生活の中で生み出した無形の民俗文化財の内、特に重要なものを国が指定する。

●文化財保護法1950年（昭和25法律第214号）第56条の10第1項の規定により、次の表に掲げる無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する。

1980年（昭和55）1月28日 文部大臣 谷 垣 専 一

名 称	所 在 地	保 護 団 体
青森のねぶた	青森県青森市	青森ねぶた祭保存会
弘前のねぶた	青森県弘前市	弘前ねぶた保存会

※1979年（昭和54）12月、青森県文化財保護審議会が文部省に答申を行い、申請時に青森は「ねぶた」、弘前は「ねぶた」と指定された。以後は正式に「青森ねぶた」と「弘前ねぶた」と呼ぶようになった。

青森ねぶた祭

開催時期 8月2日～7日

主催：青森ねぶた祭実行委員会

（青森市・青森商工会議所・公益社団法人青森観光コンベンション協会）

8月1日、ねぶたラッセランド（青い海公園内）で前夜祭を行い、8月2日から6日は夜の市内合同運行、7日は昼の市内合同運行と夜はねぶたの海上運行及び花火大会が青森港で実施されている。

ねぶた祭の開催時期は1950年（昭和25）から「旧暦の7月3日から7月7日までの5日間」で定着していたが、観光客の増加と、1978年（昭和53）に市制80周年を記念して8月2日に行った前夜祭が好評だったことから、1979年（昭和54）から日程を1日延長し、現在まで続いているように「新暦の8月2日から7日までの6日間」の行事となり、1981年（昭和56）から8月1日に前夜祭が行われるようになった。

1 ねぶたの起源

ねぶた祭は七夕様の灯籠流しの変形であろうと言われているが、その起源は定かではない。

奈良時代に中国から入った七夕祭と、古来から北国青森にある習俗と精霊送り、人形、虫送り等の行事と一緒に、紙と竹、蠟燭が普及されると主に箱型の灯籠となり、それが変化して扇ねぶた・人形ねぶたとなったと思われる。

古くは、夜に何かシンボリックなものを外から松明等で照らす時代を経て、紙を透かして光り輝く灯籠の魅力、提灯の合理性を知った人たちの知恵の産物こそ、ねぶた祭ではないだろうか。

2 ねぶた祭の形態と由来

初期のねぶたの形態は「七夕祭」であった。登場する練り物の中心が「ねぶた」と呼ばれる「灯籠」で、祭りの最終日に川などに流され、これを「ねぶた流し」と呼んでいた。

この「灯籠」は町内単位で出され、太鼓や笛などの鳴り物入りで町内とその付近を練り歩きながら「ねぶたコ流れろ、まめの葉コ留まれ、いやいやいやよ」などと囃しながら、踊り子衆がそれについて踊った。灯籠を流す「ねぶた流し」は現在の7日の海上運行に引き継がれている。

ねぶたと同じく七夕の習俗から考えられる祭りは日本海側の各地で見られる。ねぶたのように大型の灯籠を運行する祭り、初期のねぶたのように小型の灯籠を持ち歩くもの、「眠り流し」(ねぶた流し)の影響がより濃く見られるものが各地に残っている。

3 ねぶたの変遷

津軽における、ねぶた(ねむた)という言葉が最初に見られる史料は、弘前藩庁の「御国日記」で1720年(享保5)第5代藩主の信寿が新寺町の報恩寺で「眠流」を見学したと記述されている。また、1722年(享保7)には、城下の12の町内が「祢ふた」を出し、藩主信寿が午前11時に織座に出かけ、紺屋町で春日町に通って行く「祢ふた流」を見て、午後8時に城に帰ったとの記載がある。1726年(享保11)7月に信寿が「七夕祭」を、1756年(宝暦6)7月6日には7代藩主信寧が「七夕祭」を見物したとの記録が続いている。

これらは享保年間(1716年～1735年8代将軍の吉宗の時代)のことであり、津軽秘鑑には1730年(享保15)7月6日に織座(弘前市紺屋町にあった織物工場)にて津軽の殿様がねぶたを見ると記録されている。

ねぶたを解説したものでは、「享保年間(1716年～1736年)には油川大浜でねぶたを担いで踊り騒ぐ」とあるがその出典は不明で最初の記録は1842年(天保13)の「柿崎日記」に「7月ねぶた無し、当年七夕祭は子供ばかりにて、町内よりねぶた一切不出」という記述がある。この年は凶作の影響で出さなかったが、町内単位で大人が作り、子供たちも参加した毎年行われる行事だったこと、七夕祭としての性格をもっていたことがうかがわれる。

4 地域ねぶた・子供ねぶた

昔は町内でねぶたを出して、町内の寄付で祭りが行われていた。子供たちも、そのねぶた祭の興奮を肌で感じ、「オラだちも作るべし」ということで子供同士、気の合う仲間で作ったのが子供ねぶたの始まりである。初めは金魚ねぶたや小さな角灯籠に天の川とか七夕と書いた旗ねぶたを持って各家を回った。家の前で「ロウソク一本、ロウソク一本」とか「ラッセ、ラッセ(※)、ロウソク一本、ロウソク一本」といいながら、銭や菓子をもって回っていた。

(※)ラッセ、ラッセは「出せ、出せ」の意味合いもある。

今ではユーモア溢れるアニメの世界や歌舞伎の題材など多種多様なねぶたになっている。形こそ幼稚だが、まさに「オラだちのねぶた」なので自慢げに引っ張っている。子供ねぶたを出すことで、町内会の人たちの絆が出来た。

5 祭りの仕組み

(1) ねぶた運行団体とねぶたの運行

戦前

■運行団体

旧市内…消防団を中心とした地域単位の大きな組織が制作・運行。

また、浜関係の水産業、海・陸の運送業者、ねぶた愛好家達での運行。

新市内…青年団・少年組中心の運行。

■運行形態

…連日それぞれの地域・顧客回りをしながら運行。

全体の合同運行は2日間で、6日は夜、7日は昼の運行。

戦後

■運行形態

1947年(昭和22)に、市は海運局と共催で「戦災復興港祭り」を8月20日から3日間開催し、各種スポーツ大会や盆踊り、花火大会などと合わせて、ねぶたの運行が行われた。特筆すべきは、この年に新しい趣向として、ねぶたの海上運行が行われたことと、ねぶたの照明が蠟燭からバッテリーを用いた電球に変わったことである。

1948年(昭和23)青森市制50周年記念「港祭り」として規模を拡大し、ねぶたを中心に前年同様多彩な催し物が行われた。

昭和30年代にねぶたの骨は従来の竹から針金が使用されるようになった。針金の使用は急速に普及し、現在に至る。

1958年(昭和33)に青森ねぶた祭へと改名し現在に至る。

1968年(昭和43)から全日程が合同運行となる。

戦後の7日の運行は昼間運行し、青森駅前に全てのねぶたが集合して太鼓・笛を競いながら堤川方面に運行。市を挙げての祭りは盛り上がり圧巻だったという。

また、7日は仕事を早めに終わるか、開店休業、休日にする等職場の対応は様々であった。

令和6年度現在、8月2日から6日を夜の市内夜間合同運行、7日は昼の市内合同運行と夜は入賞したねぶた3台と海上運行推薦団体1台の計4台による海上運行及び花火大会が行われている。

(2) ねぶたの運行体系

明治時代の取締規則では「運行に当たりては徐行し馳駆（駆け回ること）せざるよう注意すること」とある。現在もその方針で行われている。

よく見られる「ねぶたの回転」は進行状況を見極めながら、また、観覧者に対しての見せ場を判断しながらの処置方策となっている。

◆扇子持（せんすもち）

ねぶたの演出家で、「ピッピッ」と笛を吹き、扇子の動きでねぶたの曳き手たちに合図を送り、廻す、蛇行する、前後に揺らす等、ねぶたをイキイキと躍動的に魅せ、ときには見得を切ったり、いかにダイナミックにそしてスムーズに先導するかが、扇子持の腕の見せどころである。

◆曳き手（ひきて）※担ぎねぶたは担ぎ手

4t近いねぶたを扇子持の合図ひとつで、生き物のように動かしてみせるのが曳き手たちの仕事。扇子持との呼吸の合った動きに注目。

◆囃子方（はやしかた）

運行団体の専属制が中心で、一部囃子保存団体に派遣依頼している団体もある。囃子保存団体…青森正調ねぶた囃子保存会、青森郷土芸能ねぶた囃子保存会、青森ねぶた囃子保存会に組…等
構成は、太鼓、笛、手振り鉦で、概ね一団体当たり50～100人程度となっている。

◆跳人（ハネト）

跳人はハネトと呼び、一台のねぶたに多いときで約2,000人のハネトが乱舞する。たくさんのハネトで大きな輪を作ったり、数人で競うように跳ねたりする。観光客も、あちこちの輪の中に引き込まれ大きな一体感に包まれる。

◎跳人の衣装

ハネトの衣装は浴衣にタスキ、オコシ（腰巻き）、シゴキ帯、ガガシコをつけ、頭には花笠、足には白足袋に草履というのが現在の基本的なものである。また、今のように浴衣に鈴をつけるのは戦後になってからである。浴衣は白地を基調とし、タスキ・シゴキ・オコシは赤・黄・水色・ピンクの色を使用する。ハネトの衣装は、青森ねぶた祭保存会保存伝承の基準に定められている。



花 笠

『ねぶた』に囃子がなければどうしようもないように、ハネトにも『花笠』が付きものである。花笠を深めにかぶり、鼻や口を豆絞りの手ぬぐいで被ってハネトの渦の中に飛び込む。花笠はハネトたちを大胆に、そして元気にしてくれる大切な小道具なのである。

ガガシコ

以前はねぶたの先頭を歩く子供達が『ラッセ・ラッセ・ラッセ・ラッセ』と大声で叫んだ後、ガガシコを叩いていた。また、沿道で振る舞われる酒や水を大人が飲む小道具として欠かせない物であった。ハネトが踊り狂う時、ゆかたの鈴が鳴り、しごきの先に結び付けたガガシコが舞っていた。現在ではガガシコを付けている姿はあまり見かけられなくなったが、昔のものより小さく作られているので踊っていても邪魔にならない。

◆化人（バケト）

沿道の観客を楽しませている仮装をしている人。笑ってほしい一心で扮装を凝らしたバケトたちには、沿道の観客からねぶたに負けないくらいの拍手喝采がおくられる。

戦前にバケト保存会が結成され活動している。現在では、主催者側も祭りを大いに盛り上げるバケトを認め、公式パンフレット等で紹介している。

(3) 囃子方の道具いろいろ

笛（篠笛）



夏も近くなると、町のあちこちで笛の音が聞かれるようになる。七節からなる澄んだ深みのある音色を出せるのには約3年かかるとも言われている。

◎もともと囃子は、笛を主体に7日分（53節）が別々に用意されていた。

初日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	最終日 なぬかび	計
8 節	7 節	7 節	8 節	8 節	7 節	8 節	53 節

初日は“感謝の気持ちを表し”、2日目は“神を迎える”、3日目は“神が降下し”、4・5日目は“歓喜と乱舞”、6日目が“神送り”、最終日（なぬかび）は“神は天から悪役や災難を祓って安らかな生活がやって来る”という意味から、それぞれ日によって違う囃子が行われていたという。

明治初期に笛吹き名人と言われた小笠原八十氏（江戸時代の1847年（弘化4）の弟子で南了益（1974年（昭和49）8月1日に青森市無形文化財・ねぶた囃子技芸保持者に指定される）ら9人が正調囃子の復興に尽力され、戦後まで新旧市内のねぶた団体がまちまちに、それぞれが伝統囃子の独自性を張り合っていたものを七節に纏めた。1948年（昭和23）には「青森ねぶた正調囃子保存会」を発足。正調囃子の啓蒙普及活動にあたり、1952年（昭和27）から講習会を行い、そして代表節となる正調囃子が1955年（昭和30）に発表された。

太鼓



ねぶた期間中、青森の夏の夜空に響き渡る力強い太鼓の音。祭りの最後まで揃って同じ調子で叩き続けるには体力と熟練が必要とされ、勇み肌をみせる『ねぶたの鉄人』たちの独壇場となる。

◎太鼓はいわゆる「締め太鼓」である。締め太鼓の胴部（ドウガラ）は板を円形に組み合わせて作る底のない桶のような形状で、両側には主に牛皮（馬皮もある）を張った丸鋼の枠（タガ）を装着し、麻太紐（しらべ）で締める構造でその締め方の強弱、径の大きさ、革の厚さ、天候で音の高低強弱が違う。

◎桴（ばち）の主な素材は「とよし・とう」であり、いずれも多くは輸入品が使われている。堅さや重さが適当で、ささくれが出来にくいような木材が使われている。

藤葦（とよし）・藤（とう）

1.5cm以上の太さで竹に似たような節があり、1.3m位の長さで売られている。

◎囃子には集合・出発準備・小屋出し・進行・ころばし・大休止・小休止・戻り・小屋入れ・雨天中止・雨上り再開・最終日囃子などを含め12種類ある。無線などの伝達手段がない時代は、太鼓の音によって情報を伝えていた。

手振り鉦



笛と太鼓と手振り鉦（ジャガラギ・テビラガネともいう）が揃ってねぶた囃子となる。笛と共に女性や子供たちも多い。ねじり鉢巻に揃いの半纏でシャン、シャンと粋な囃子で練り歩く。

◎鉦は、旧市内では使用しなかったが、鉦はお山参詣の囃子で使用する物と同じなので、その囃子に近い駒込など新市内の影響と思われる。

1947年・48年（昭和22・23）頃荒川青年団がねぶたを市内で運行した時囃子に鉦が付いていたが、各運行団体が一律に使われるようになったのは1965年（昭和40）頃からである。

材料は銅と錫に亜鉛が少し入った合金「砲金 青銅」。あるいは、銅と亜鉛の合金「真鍮」で出来ている灰皿みたいな形をしている。

半(裃)纏



囃子の揃いの半纏は1970年（昭和45）頃から、それ以前は浴衣や半纏など様々であった。出場団体が衣装の統一を検討する中から派生したものである。

◎用途やデザインによって種類があり、主に使用されている文字や紋の入った「印半纏」「長半纏」「袖なし半纏」火消し用の「刺し子半纏」などがある。このほか囃子方の衣装として鯉口シャツ・腹掛け・股引・足袋・鉢巻きなども着用する。

6 ねぶたが出来るまで

(1) 運行団体と制作者の契約

- ・ねぶたを出す団体（企業・町内等）は「ねぶた師」と言われる制作者とねぶた本体の制作を契約する。（台上げ、飾り付け、化粧等を含む事あり）
- ・「ねぶた師」は契約に当たって依頼主からの希望作品またはねぶた師の推奨作品等を出し、話合いが持たれる。近年では、ほとんどの団体がねぶた師に一任している。題材決定後、下絵制作に当たる。この下絵を設計図として顔・手足等細かい部分の制作に入る段階で、既に制作者の頭には全体の構造・色彩等が決まっている。
- ・制作に当たる総稼働人数は、ねぶた師を中心に電気・紙貼り等々で延べ400人が見込まれる。

(2) 運行団体の運行予算

- ・1台のねぶたを出すために運行団体が用意しなければならない費用はバラつきはあるが、約一年間で2,000万円前後と言われている。その内一番費用がかかるのがねぶた師に支払う「ねぶた本体の金額」である。これもバラつきがあり、その契約金額は500万円～600万円前後とも言われている。ねぶた師の報酬は契約金額の中に人件費（電気・紙貼り等々）や材料費（木材・針金・顔料・染料等々）を含んでの金額である。従ってねぶた師は利益の見込める職業ではなく、本当にねぶたが好きでないと出来ない。
- ・ねぶたを出す団体は「ねぶた師」に対する支払いの他、次の経費が見込まれる。
 - ①小屋の負担金並びに補完する諸費用
 - ②台車の組立て費・移送費・保管費
 - ③運行時点の諸経費（曳き手、囃子等の人件費・食事代・衣装費等）
 - ④発電機の借り上げ・軽油・発電機排気ダクト関係等
 - ⑤備品（太鼓台車・水車・提灯、飾り付け）の調達・補完・補修等
 - ⑥自己ねぶたのPR資料作成等々

※運行団体によっては資金集めに苦労している。

(3) 各団体の運行組織

各団体は担当者の職務役割を明確化し、運行前・運行対策等を徹底する。団体ごと大同小異はあるが、「制作班」制作者に委託する以外の台車・囃子関係等の制作、「運行班」ねぶた・囃子関係の曳行、「統制班」ハネト・カラス対策、「囃子班」囃子の管理・指導、「内務班」備品管理・補修補充・給食関係等々のように「班名（役割）」を組織化している。

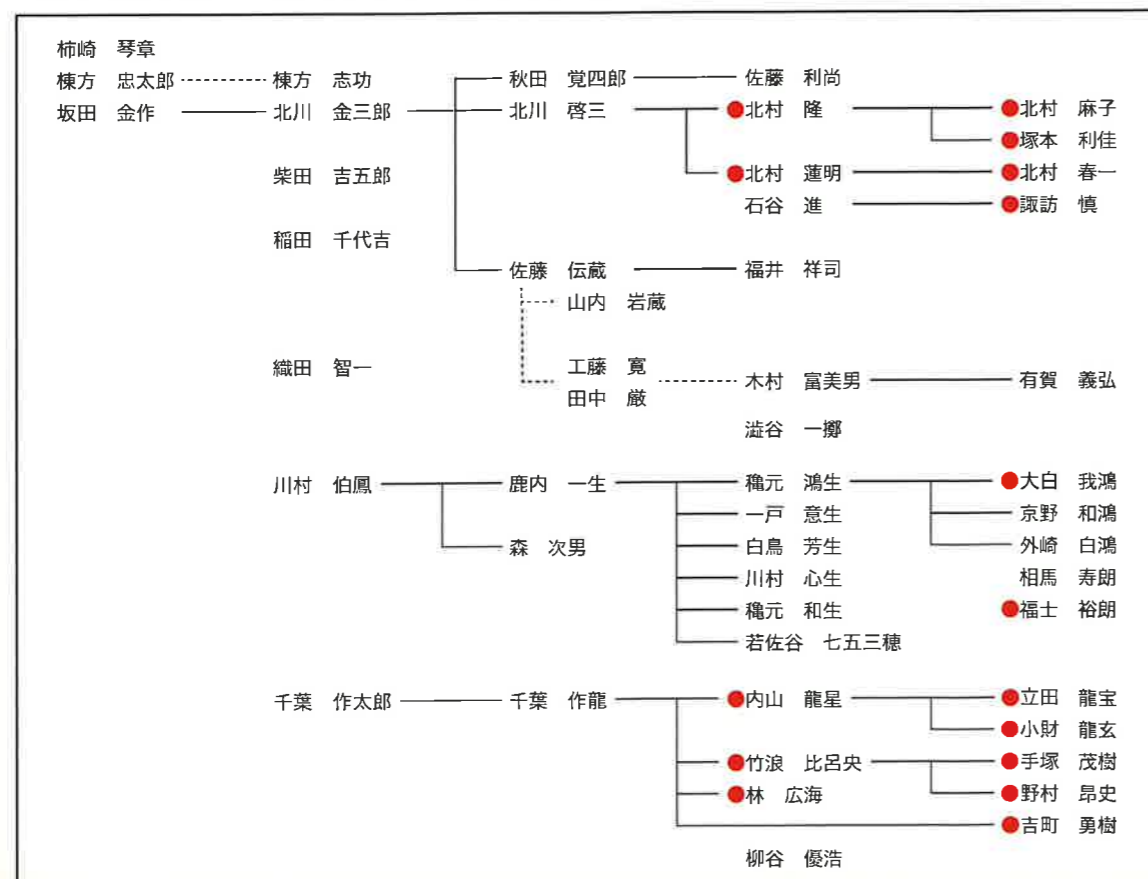
(4) ねぶた師

ねぶた作りをライフワークに選んだねぶた師たちはねぶた作りに1年を費やす。毎年、ねぶた祭が終わると共に翌年のねぶた作りの構想に入り、冬の間に時代考証など資料を集め、ねぶたの設計図となる下絵の仕上げをする。契約からねぶた小屋が出来るまでは自宅作業場等で顔や手といった小さな部分の針金細工での下ごしらえに費やす。そして桜の散るのを待つように作業はねぶた小屋へと移っていく。



1年をかけて新たなねぶた作りに挑戦するねぶた師の気迫と技術は、やがて1つの作品（ねぶた）となって昇華する。

ねぶた師系譜図 2024年（令和6年度） ●令和6年度ねぶた制作者



(5) ねぶたの面・送り絵・高欄

面

彫刻と書道と絵、三位一体の技を駆使して作り上げる『ねぶた』。ねぶた師たちの魂を吹き込んだ顔は『ねぶた』の命。魂を吹き込まれたねぶた祭の主役は、ハネトの熱気と迫力の囃子と共に観る者を圧倒する。ねぶた師の気迫がねぶたに乗り移る。

送り絵

ねぶたの後ろ姿は、送り絵、見送り、送りねぶたとも言われる。夜の闇に小さく消えてゆくその姿は、走馬灯のように過ぎて行く夏を惜しむかのように哀愁を誘う。

高欄

台車に取り付けられる高欄は、台車の中を隠すために取り付けられる模様が付いた板のことである。模様は津軽家の家紋と同じ牡丹の花で、ねぶた師によって花のデザインが違っている。



(6) ねぶた小屋（ねぶたラッセランド）

ねぶた制作の拠点となるねぶた小屋（ねぶたラッセランド）は3月末頃から青い海公園内に建設される。小屋の大きさは間口約11.5m、奥行約11.5m、高さが約8.5mとなっており、22棟（令和6年度実績）の小屋が並ぶ。ねぶた師はゴールデンウィークの前後に小屋入りし、契約運行団体へ引き渡す7月中旬頃の台上げ日を目指して本格的なねぶた制作が始まる。祭り終了後にはねぶた引き取り先決定以外のねぶたは解体され、小屋は撤去される。



それまで点在していたねぶた小屋は1992年（平成4）に集約され、「ねぶたラッセランド」としてオープンした。観光客への祭りの紹介と、ねぶた制作スタッフの説明負担軽減のため、ボランティアガイド「ねぶたガイド隊」が2002年（平成14）に結成された。



(7) 制作日数

制作日数は1台当たり約3ヶ月。ねぶた小屋内での制作はゴールデンウィーク終了後だが、近年は4月末から小屋入りする一部の制作者もいる。細かい部分はその前から手がけている。

小屋に入ると急ピッチで制作が進み、追い込みで徹夜の連続、台上げ、飾り付け、化粧、時には祭り当日ギリギリまで作業が行われる。

祭りが終わると、ねぶた師は翌年のねぶた作りの構想を考え始める。年末までには具体案が出来、制作の依頼主側と契約の話が付き次第、顔や手足の制作にかかる。そして春になるとねぶた小屋での本格的な制作へと移っていく。

(8) 制作工程

1 題材と下絵



題材は歌舞伎の名作の場面・歴史物語等々から選ばれる。中には現在の社会状況を加味したものもある。構想がまとまると下書きして色を付ける。下絵はねぶた作りの要と言われ、設計図そのものである。

2 細部の下ごしらえ



「顔」・「手」・「足」・「刀」・「槍」などの細部をあらかじめ作っておく。割出しには比例式で寸法を計算する。題材が早く決まれば、小屋がけが始まる寸前までおすすめしておく。

3 小屋がけ



ねぶた小屋の大きさは、横幅 11.5m・奥行き 11.5m・高さ 8.5m で、青森観光コンベンション協会の管理の基、4月中旬までに建てられる。各運行団体の小屋の配置は平成4年から現在に踏襲され、ラッセランド内の所定の場所に入ることになる。複数のねぶた制作の場合、制作グループ等々が配慮されている。

4 骨組み



骨組みは角材で支柱を組み、針金で形を作り、事前に準備している顔面・手足等を配置しながら進められる。(使用する針金の総体使用量は平均約 200kg) 台上げを考慮し、ねぶたを4~5に分割して制作する。また、祭り終了後に引き取り先が決定している場合は、運送時のトラックに収まることを考慮して分割できるよう制作されている。昭和30年頃までは、針金を使わず竹で骨組みを作っていた。

5 電気配線



ねぶたの照明は蝋燭から電気照明に変わり、現在では専門の配線工が電球や蛍光灯を取り付ける。ねぶたにもよるが、合計で1,000個～2,000個程のLED電球・白熱電球・蛍光灯・LEDテープが取り付けられる。電源は発電機（軽油使用・40KW等）を台車内に固定し、排気のダクト関連装置を設置する。発電機はLEDの普及により、電気容量が小さくなったことから、小型の物を使用する運行団体が出てきている。

6 紙貼り



以前は一台のねぶたに約2,500枚の奉書紙が使用されていたが、現在はロンテックス（商品名）を使用する制作者がほとんどである。針金に木工用ボンドで一マスごとに紙を貼り付ける作業は、10人前後の紙貼り担当者が行う。中でも顔面等の重要部位は経験豊かなベテランに任される。ここまで来るとかなり「ねぶた」らしくなる。

- ・奉書紙 39.4cm × 53.0cmで1枚
- ・ロンテックス（ロール紙）95cm × 60mで1本
平均すると1台に約10本前後使用される。ロール状になっているので、使いやすいように切り分けて使用されている。

7 書割（墨書き）



紙を貼り終えた純白のねぶたに、ねぶた師が墨で顔や手足、衿、帯、着物の柄などを書き分けていく。墨の黒を際立たせた「潤筆」、筆のかすれを活かした「渴筆」の2通りの技法で迫力をもし出す。

メインのねぶたの面は、ねぶた師本人が取り掛かる。弟子にもやらせないねぶた師が一番緊張して作業する部分である。

8 ろう書き



パラフィン（蝋）を小型の電熱ポットに入れて溶液を作る。溶液を筆に染み込ませて、墨の線や色付け予定の箇所輪郭に沿ってパラフィンの線を入れていく。このパラフィンの線は日中は鼠色に見えるが、照明が入ると細部に渡って輪郭を輝かせて鮮やかに強調する特徴がある。

9 色付け(彩色)



書割・ろう書きを終えると白地の部分全てに染料・顔料を使い色を塗ったり輪郭を付けたりする。着物の布面など、面積の多い部分は塗りつぶすと照明を入れても暗くなるので、あらかじめろう書きの時にパラフィン溶液で点描を無数に入れておく。その上にスプレー(コンプレッサー)や幅広な筆で塗り広げることにより「青森ねぶた」特有の色合いを出している。

[参考] 近年、染料に防水機能を持った「ねぶたカラー」(商品名)が使用され始めている。多少の防水機能を持った「ロンテックス」と共に用いると、完全ではないが多少の雨対策になる。

10 台上げ・飾り(化粧)



台上げの数日前に台車がラッセランド内で組み立てられる。トラックと同じタイヤが二輪取り付けられていることによりねぶたの重さに耐えられる点や、運行時に観客へアピール(回転や見得を切る動作など)するための激しい動きが可能となっている。台車の中央には発電機を搭載するスペースが設けられている。台上げ当日、高さ2mの台車に関係者50人程度でねぶたを上げる。これで全体の高さは5m程となる。

ねぶた師の指示で各パーツを順番に設置し、「面の方向・全体的なバランス」などが整えられる。台上げが完了すると、台車に高欄を付け・引き手に布を巻き・団体名の看板取付や発電機の据付等々で出来上がりとなる。(いわゆる「化粧作業」)

[関連] 台車を含めた全体の大きさは高さ5m・幅9m・奥行き7mの制限がある。総重量は台車・発電機を含めて約4tとなる。

(1) 前ねぶた

いつの頃からなのかは定かではないが、大型ねぶたの前に行く先導役である。ねぶたと同じ技法で制作され、テレビアニメのキャラクターや商品等、テーマは様々である。ねぶたとその団体のPR的存在となっている。



(2) ミスねぶた

ねぶた祭に、華を添えるミスねぶた。毎年6月にコンテストが開催され、青森市のPRや各種催事に参加し、活躍している。



(3) 制作、運行に関する諸行事

① ラッセランド安全祈願祭

制作作業等の安全祈願を青森観光コンベンション協会他関連団体によりラッセランド内において毎年行われている。

② ねぶた入魂・魂抜

各団体で吉日に、神主を呼びそれぞれ実施する。吉日に行うことは、ビル、家屋建築時と同様に縁起を担いでいる。

③ 進発式等々

各団体によって形式は違うが、それぞれ実施している。



(4) 前夜祭

8月2日からの祭り本番に先がけて、8月1日にねぶたラッセランドで行われる。各小屋で制作されていたねぶた全台に灯りが入り、市民や観光客にその年のねぶたが初めてお披露目される。

会場内ステージではミスねぶたの紹介・ねぶた師による制作ねぶたの紹介、ねぶた囃子演奏や囃子コンテストなどが開催される。



本番運行に関しては前述の「5 祭りの仕組み」を参考とする。

(5) 祭り終了後の「ねぶた」

基本的に祭り終了後に解体されるが、運行団体ごとに異なる。

①「自社のPR用」として県内外に移送する際、ねぶたの解体・輸送・現地での組立て等が発生する。輸送は大型10tトラック数台（ウイング型式）に積み分けられる。



②観光協会・運行団体協議会が、他の地域の祭り・イベント等の主催者と協議し、県内外に移送するための解体・輸送・現地組立て等やねぶたの代価費用が発生する場合は別途協議事項による。



③青森市文化観光交流施設ねぶたの家ワ・ラッセが、展示ねぶたを設置替えするために賞に入ったねぶたを中心に数台を有償で引き取る。展示ねぶたは毎年祭り終了後に入れ替えている。

④ねぶたの端材や紙などを近年リサイクルして活用する動きが見られ、和紙を再利用した「灯り」や「しおり」などが制作・販売されている。また、観光客にノベルティとして配布されている。




(6) ねぶた各賞


「たむらまろしょう田村磨賞」からねぶた大賞へ

1962（昭和37）制定の「田村磨賞」の名称が1995年（平成7）「ねぶた大賞」に改称された。坂上田村磨が蝦夷征伐のため現在の青森県域に遠征した史実やその際にねぶたを用いたことが立証出来ないこと。田村磨と蝦夷征伐を結び付けてのネーミングは、民族の人権上からふさわしくないこと。国の重要無形民俗文化財指定にあたって「ねむり流し」の習俗と明記されていること。また、市民意識の变革や、各界各層の意見、世論をふまえた結果、1995年（平成7）青森ねぶたの最高賞は「ねぶた大賞」となった。


〈総合賞〉




「ねぶた大賞」
ねぶたの制作を主体に、運行・跳人、囃子など総合的に最も優れている団体に与えられる賞




「知事賞」
ねぶた大賞に次ぐ賞



「市長賞」
知事賞に次ぐ賞




「商工会議所会頭賞」
市長賞に次ぐ賞




「観光コンベンション協会会長賞」
商工会議所会頭賞に次ぐ賞
(選考にあたっては、永年の功労を加味する。)


〈部門賞〉




「最優秀制作者賞」
ねぶたの制作が最も優れている制作者に与えられる賞



「優秀制作者賞」
最優秀制作者賞に次ぐ2名に与えられる賞



「運行・跳人賞」
伝承性ある運行と、跳人の衣装・躍動感・かけ声等による集団のまとまりが、最も優れている団体に与えられる賞



「囃子賞」
ねぶたの囃子が最も優れている団体に与えられる賞

(7) 審査について

審査は、祭り主催団体、報道機関、学識者などねぶたに精通した有識者が「審査委員」を担当している。

8月2日から5日のうち2日以上運行した大型ねぶたを審査対象とし、8月2日から5日まで毎日審査を行っている。

審査の着眼点として、ねぶた部門は「表現」「構図」「色彩」「明暗」「繊細度」を、運行・跳人部門では「統制」「扇子持・曳き手」「跳人の衣装・かけ声・躍動性」、囃子部門は「音色・旋律の調和」「躍動性」等が挙げられる。点数配分はねぶた部門が100点満点60%、運行・跳人部門が100点満点25%、囃子部門が100点満点15%となっている。(青森ねぶた祭オフィシャルサイト参照)

8 幻想の海上運行

7月7日は天の川が輝いている。この夜、人々は昔から、自分たちの汚れを祓うため、願いを託した灯籠を川や海に流し浄めた。

青森ねぶた祭の最終日には大祓いといって明治・大正・昭和と戦前は堤川沿いを中心に形は変わりながらも「ねぶた流し」が行われていた。

戦後になり1947年（昭和22）「戦災復興港祭り」が8月20日から3日間開催され、この年から新しい趣向として「ねぶた」を舟に乗せて湾内を周遊する海上運行が実施され、参加ねぶたは少なかったものの、海岸に集まった大観衆の熱気で最高の盛り上がりを見せたといわれている。

翌23年の青森市制施行50周年記念「青森港祭り」では、前年好評を博した海上運行には6台の参加があった。

その後、海上運行は1974年（昭和49）で中止されたが、1981年（昭和56）に復活し、3台が波間にたどられ、8年ぶりに観衆を魅了した。以後、一部選考の変遷はあるが受賞ねぶたを選考の基準として、2019年（令和元年）まで5～7台のねぶたが海上運行に参加した。現在は台船の老朽化に伴い4台が7日の夜に海上運行され、打ち上がる花火とともに祭の最終日を飾っている。



昭和34年海上運行出発の様子



令和4年海上運行と花火大会

9 金魚ねぶた

(1) ねぶた祭に出現した時代

津軽地方に伝承されている民俗行事である「ねぶた祭」に欠くことが出来ないものに「金魚ねぶた」がある。金魚ねぶたは本来、灯籠として作られたものだろうが、それが何時の時代に作られ、何時からねぶたに組み入れられたのかは判然としない。比良野貞彦の1788年（天明8）「奥民図彙」の子ムタ祭之図、1861年～64年（文久年間）平尾魯仙の「津軽年中風俗画卷」に描かれているねぶた運行絵に金魚が見られる。また、今純三「青森県画譜」ねぶた運行の光景にも記録されている。

このことから、江戸末期には既に金魚ねぶたが存在していたことになる。



(2) 金魚ねぶたのエピソード

①由来（説）

明和年間（1764年～71年）に、津軽藩士小和田覚兵衛が京都から持ち帰った金魚を、九代藩主信寧に献上したのが最初という説がある。また、外崎覚（幕末弘前藩の儒者）が1902年（明治35）に著した「弘前城主越中守津軽信政公（四代）」によれば、1696年（元禄9）に白魚鯉鰻等の諸魚を播州（現兵庫県）や大阪からとりよせて繁殖させたとある。その時に金魚も移入された説が考えられる。二つの説から、上方から金魚が移入されていたと考えられる。

②飼育改良

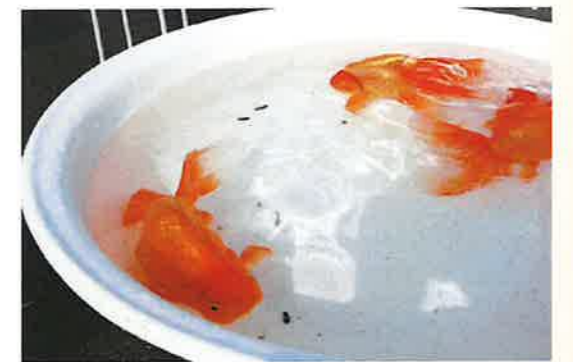
天明年間（1781年～88年）になってから、津軽藩士斎藤勘蔵、柿本某が藩の命によって飼育し、文化年間（1808年～17年）になってからは広く一般でも飼育されるようになった。

飼育改良の背景には、津軽藩が産業として取り上げ、その成魚を他藩への交易にあて、財政の一助にと計画されたものといわれているが、実現することはなかったという。

飼育改良された金魚の主な特徴として、体型は全体として丸みを帯び、頭部は肉瘤が全体の3分の1あり、厚みもある。背部がやや広く節型で柔軟である。また、尾の付根が太くヒレが長大で、長いものは体長の3倍近くになっているものもある。他の金魚にはない最大の特徴として背ビレがないことが挙げられる。

③「津軽錦」に命名

古くから津軽地方において継承され飼育された金魚は「地金魚」と呼ばれ、1927年（昭和2）に弘前金魚協会によって「津軽錦」と命名された。



④青森の金魚ねぶた

青森の金魚ねぶたは全体に丸みを帯び、鱗が荒く、目の間隔が開いていて剽軽な顔で背ビレが無い等々の特徴がある。「津軽錦」の特徴と一致することから、金魚ねぶたのモデルとなっているのではないだろうか。

現在では、教育の工作として使用されたり、子供ねぶたの運行や青森ねぶた祭の景観を彩る飾りとして活躍している。



10 ねぶた名人

青森ねぶたは、もともと町内会等の運行団体で手先の器用なねぶた好きの人たちの手によって制作されていた。仕事もそっちのけでねぶたを作るのは道楽以外の何ものでもなく、こういう人たちを「ねぶたこへ」（こへ＝こへる。拵える～作るの意味）といった。それが、青森ねぶたの制作技術が次第に高められていくに従い、制作者は固定化、専門化され、いつしか「ねぶた師」と呼ばれるようになっていった。その中でも極めて高い技術でねぶたを制作し続け、ねぶた祭の振興に貢献してきたねぶた師を「ねぶた名人」に推奨した。

初代 北川 金三郎
(昭和33年8月22日受位)



第2代 北川 啓三
(昭和60年6月7日受位)



第3代 佐藤 伝蔵
(昭和61年8月11日受位)



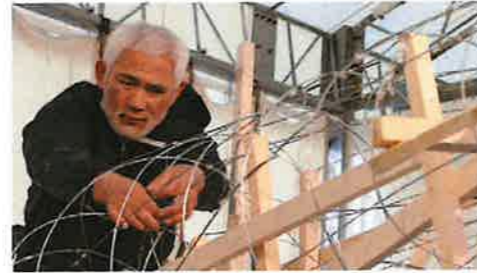
第4代 鹿内 一生
(平成2年8月1日受位)



第5代 千葉 作龍
(平成24年8月1日受位)



第6代 北村 隆
(平成24年8月1日受位)



第7代 竹浪 比呂央
(令和5年8月1日受位)



名人位 顕彰状



ねぶた名人の略歴 初代 北川 金三郎 (1880年~1960年)



北川金三郎は明治13年12月26日に鍛冶町の桶屋の三男として生まれた。左官業を営み成功した人でもあった。同じ町内の坂田金作についてねぶた作りを学び、若いころから自分で制作したといわれる。金三郎は坂田流のねぶたを厳密に踏襲したが、それに満足せず、既製のものを大きくアレンジすることのできた希有な制作者であった。そして、理想的なねぶた人形の完成を目指した。桃太郎であってもどういふ格好で鬼を押さえ付けるのが観客に映えるかを常にさぐっていた。金三郎のねぶたは立ち姿が真っすぐではなく、ひねっていた。

戦後、ねぶたはすぐに復活するが、その中心は60歳を過ぎた金三郎であった。「北川のジサマ」と呼ばれるようになる。「北川のオンチャマ」こと息子啓三もねぶたを手掛けるようになる。金三郎はねぶたに新しい素材や技術を意欲的に取り入れた。骨を従来の竹から針金に変えたり、蛍光灯を照明に使用したりした。そして、最高傑作といわれる「勸進帳」(昭和32年・東北電力)が生まれた。金三郎はまた息子北川啓三、佐藤伝蔵ら多くの弟子を育て上げた。まさしく青森ねぶたの中興の祖ともいべき存在であった。それで、昭和33年に初めて「ねぶた名人」の称号が与えられ、昭和35年に他界。

代表作

当時の最高賞である優良賞・優秀賞を数多く受賞。

代表作は、その中でも昭和32年の大傑作と評価を受けた特賞の『勸進帳』東北電力。



ねぶた名人の略歴 第2代 北川 啓三 (1905年~1988年)



北川啓三は明治38年3月21日にねぶた名人北川金三郎の次男として鍛冶町に生まれた。通称「北川のオンチャマ」で、12歳から父についてねぶた作りに加わった。また、幼少のときから父の師である坂田金作に教えも受けていた。

14歳の時には稼業の左官業も取り仕切るようになる。大正末頃から東京方面に仕事の修行にいったが、このときに歌舞伎座などで芝居をよく見た。啓三は父(金三郎)の代わりにねぶたの大半を作っていた。特に絵には自信をもっていた。この父子の仕事内容(どちらが作ったか)にはさまざまな証言があるが、真偽のほどは定かでない。また、どちらのねぶたがすぐれているかもよく論議される。

啓三は芸術家肌のねぶた師であり、人柄も厳しい人であったという。昭和30年代が絶頂期ですぐれたねぶたを次々に生み出していった。昭和37年から制定された第1回田村磨賞は啓三の「村上義光 吉野の関所」(日本通運)であった。しかし、昭和40年代になると賞から遠のいていった。しかし、彼の残した業績が大きいことから、昭和60年にねぶた名人位が贈られた。晩年には小型ねぶたを作っていたといい、昭和63年に他界した。

代表作

代表作は、昭和37年第1回田村磨賞『村上義光 吉野の関所』日本通運、昭和38年第2回田村磨賞『巖流島の決斗』東北電力、昭和41年第5回田村磨賞『勸進帳』青森いすゞ。父の最高傑作と言われた勸進帳に挑み3度目の田村磨賞受賞。



ねぶた名人の略歴 第3代 佐藤 伝蔵 (1925年~1986年)



通称「サドデン」。佐藤伝蔵は大正14年12月26日に旧筒井村の農家に生まれた。夜間中学卒業後、戦略物資輸送の船舶兵になったが、敗戦で帰郷する。子供ねぶたなどを作っているうちに、ねぶたに対する意欲が湧くようになった。

最初の大人ねぶたは昭和29年の「岩見重太郎」(奥野)で優良をとり、海上運行となった。次第に名が知られていくが、研究熱心な伝蔵は初代名人北川金三郎に付いて学ぶようになった。しばらくして金三郎の息子啓三につく。昭和43年に「草薙の剣」(東青信用組合)で田村磨賞を受賞し苦労がむくわれた。その後は毎年のよ

うに賞候補となり、昭和57年から60年までの4年間は田村磨賞を独占する。

伝蔵のねぶた作りは常に新しい技術にidonだものであった。皆のいいところだけ取って素直に作ってきたという評価もある。まだまだ伝蔵時代が続くと思われた矢先、昭和61年に急逝した。享年61歳。惜しまれながらの最期であった。没後にねぶた名人位を贈られる。

代表作

代表作は昭和48年アメリカからの沖縄返還を意図して、前年の47年に制作し田村磨賞を受賞した『国引』日立連合。『国引』は県立郷土館に保存展示されている。



ねぶた名人の略歴 第4代 鹿内 一生 (1925年~1991年)



鹿内一生の本名は勝男で、大正14年1月30日、旧荒川村に農家の三男として生まれた。小学生の頃からねぶたを作り始める。最初は東京で就職したが事情により帰郷し、さまざまな職についたが肺結核を患う。この間絵の勉強をしている。

本格的なねぶた作りに手を染め出したのは戦後まもなくからであった。同郷の川村伯鳳に手伝ってねぶたを作ったのは1回だけだったが、一生は伯鳳を師匠としている。24歳のとき青森市漁協に勤務するが、ねぶた師としての道をめざして退職し、他の仕事で食いつなぎながらねぶたを作り続け、昭和40年に消防第三分団に組の「三国志呂布関羽奮闘の場」で田村麿賞の栄誉に輝いた。ついで昭和44年から3年間田村麿賞を独占する。しかし、肺結核が再発し、ねぶた作りも思うにまかせなかった。

一生の業績のひとつは弟子の育成であった。「我生会」はそういう弟子の集まりである。自分のねぶたを次第に弟子たちに譲り、独り立ちさせていった。平成元年まで県庁のねぶたを作ったが、これが最後であった。平成2年にねぶた名人位を贈られ、翌平成3年に逝去。

代表作

代表作は昭和45年作『項羽の馬投げ』(市職員互助会)。『馬の鹿内』として数々の名作を残した。



ねぶた名人の略歴 第5代 千葉 作龍 (1947年~)



昭和22年1月25日青森市生まれ。本名は伸二。父である千葉作太郎に師事し、大型ねぶたの制作に携わる。家業である看板屋とねぶた制作を並行していたが、父・作太郎が亡くなったことにより、1967年に「青森ナショナル店会」の「船弁慶」で大型ねぶたの制作者としてデビューし、その後2021年までの54年間で、大型ねぶたを延べ156台制作した。受賞歴は多数あり、総合賞最高位の田村麿賞6回、ねぶた大賞5回の受賞を誇る。その内、平成24年に制定された顕彰基準に基づく最高賞は、田村麿賞6回、ねぶた大賞2回の計8回の受賞となる。ねぶた派遣への協力は、国内5回、海外3回の実績がある。また、平成4年より青森ねぶた運行団体協議会制作委員長として制作者をまとめ、ねぶたラッセランドにおける制作期間の制作環境向上などに尽力し、各制作者からの人望も厚い。

更に、ねぶたの家ワ・ラッセの立ち上げに際し、ねぶた展示方法への各種助言を行うなど、ワ・ラッセが好評を得ている中で功労者の一人である。

後継者の育成については、弟子の中から内山龍星、竹浪比呂央、林広海、吉町勇樹を大型ねぶたの制作者として輩出し、その功績は大なるものである。

代表作

代表作は昭和62年作、『大石内蔵助 誉の討入り』(サンロード青森)は本人も思い入れのあるねぶたとして挙げている。また、平成6年に青森市の三内地区に巨大な縄文遺跡群が発見されたことがきっかけで制作した平成7年作『三内丸山・縄文鼓動』(コマツ連合)は、その後続く『縄文』の題材の先駆けとなっている。



ねぶた名人の略歴 第6代 北村 隆 (1948年～)



昭和23年5月20日青森市生まれ。第2代名人北川啓三に師事し、大型ねぶたの制作に携わる。1966年より双子の弟・明(蓮明)と共に「青森青年会議所」の「曾我五郎小林朝比奈草摺引」で大型ねぶたの制作者としてデビューし、名人位顕彰までの36年間に大型ねぶたを延べ81台制作した。受賞歴は多数あり、総合賞最高位の田村磨賞2回、ねぶた大賞10回、ねぶた制作部門の最高賞の制作賞4回、最優秀制作者賞4回の受賞を誇る。その内顕彰基準に基づく最高位は田村磨賞2回、ねぶた大賞3回、制作賞4回、最優秀制作者賞4回の受賞の計13回となり、基準を大きく上回る。

ねぶた派遣への協力は、国内5回、海外2回の実績がある。

特に制作技術が評価され、2001年にはイギリス大英博物館においてねぶたを制作、展示し、世界最高のペーパークラフトとして紹介された。青森ねぶたの素晴らしさを世界へ発信できたことは北村隆氏の功績が大であった。

後継者育成については、弟子で娘の北村麻子と、塚本利佳を大型ねぶた制作者として輩出している。

代表作

平成5年の『平景清』(ダックシティ青森)で田村磨賞を初受賞以降、田村磨賞・ねぶた大賞の常連として数々の名作ねぶたを作り上げる。中でも平成19年に制作した『聖人 聖徳太子』(青森山田学園)は娘であり弟子でもある北村麻子がねぶた師を志すきっかけとなった名作の一つである。



ねぶた名人の略歴 第7代 竹浪 比呂央 (1959年～)



昭和34年11月23日生まれ木造町(現:つがる市)出身。本名は博夫。第5代名人千葉作龍に師事し、1989年に大型ねぶた制作者としてデビュー。受賞歴は多数あり、総合賞最高位のねぶた大賞8回、ねぶた制作部門の最優秀制作者賞8回を受賞している。

ねぶた派遣の協力は東京ドーム、ブダペスト、ロサンゼルスなどがあり、国内外に青森ねぶたの魅力を発信した。

2014年に弟子・手塚茂樹を、2023年に弟子・野村昂史を大型ねぶた制作者としてデビューさせた。

ねぶた師を目指す若者が長く続けていけるような環境の整備を目指し、2010年に竹浪比呂央ねぶた研究所を設立。青森ねぶたの創作と研究を主としながら、「紙と灯りの造形」としてのねぶたの新たな可能性を追求し続けるとともに、ねぶた独自の技術と感性を活かした多彩なデザインプロダクツの制作・販売を行い、ねぶた師を目指す若者たちに生活基盤を提供できるよう活動している。

また、京都芸術大学や青森公立大学で講義し、芸術・文化としての価値向上に向けた活動もしている。

代表作

代表作は令和元年に制作した『紀朝雄の一首 千方を誅す』青森菱友会(ねぶた大賞と最優秀制作者賞を受賞)。新天皇の即位に伴い、令和の安寧と繁栄を願い制作されたねぶたである。



青森ねぶた保存伝承条例

平成13年3月27日 条例第2号

青森ねぶたは、青森市の成長とともに、多くの先人の情熱によって引き継がれてきた私たち青森市民共有のかけがえのない財産である。青森市がこれまで直面した戦災や幾多の災害などにおいて、青森ねぶたが、私たち市民の心を団結させ、復興と発展の象徴として、私たちを励ましてきた恩恵と意義は計り知れない。

また、私たち市民は、参加する者、観る者の双方に感動と喜びを共有させる青森ねぶた祭に大きな誇りを持ち、私たち自らの伝統行事であるとともに、多様な交流の機会として多くの人々を招く祭りとなるよう積極的な育成を行ってきた。このような経緯を経て、我が国の代表的な伝統文化と認められ、昭和55年に青森のねぶたとして国の重要無形民俗文化財の指定を受け、今や世界的な評価を得るまでに発展してきた。

この青森ねぶたを、青森市のみならず我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできない貴重な文化財として、また、青森市に暮らす喜びを表す祝祭行事として、その保存と伝承を適切に行い、公共のための文化的活用を努めることが、私たちの共通の責務である。

今ここに新たな世紀を迎え、私たち市民一人ひとりが、郷土の伝統文化である青森ねぶたに自ら誇りと自信を持ち続け、市民文化の向上に取り組み、青森市の文化、観光の発展及び地域社会活性化の担い手としての使命を果たすため、あらゆる場において青森ねぶたの健全な保存が図られるように社会環境づくりの必要性をあらためて深く認識し、私たちすべての新たな自覚と決意のもとに青森ねぶたが次の世代へ正しく伝承されることを願い、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、青森ねぶたを、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）に基づき重要無形民俗文化財の指定を受けた青森ねぶたの保護団体である青森ねぶた祭保存会とともに、市民一人ひとりが次の世代へ誇りを持って引き継ぐことについて、市民自らその当事者であることを自覚し、深い理解と愛情のもと、健全で良好な姿で保存及び伝承するために必要な施策等について定め、もって市民文化の向上に資することを目的とする。

(市民の責務等)

第2条 1. 市民は、前条の目的を達成するため、地域、家庭、学校、職場（以下「地域等」という。）並びに青森ねぶた祭の参加及び観覧その他本市市民として青森ねぶたへの関与のある場において、青森ねぶたの保存及び伝承に努めなければならない。
2. 市民は、青森ねぶたの保存及び伝承を阻害する行為を行ってはならない。
3. 市民は、青森ねぶたの保存及び伝承に関して市が行う施策に協力しなければならない。
4. 市民以外の者で、青森ねぶたに関与するものは、市民と同等の責務を負う。

(ねぶた祭参加団体の責務)

第3条 1. ねぶた祭参加団体（青森ねぶた祭においてねぶたを運行する個人及び法人その他の団体をいい、青森ねぶた祭の主権を含む。以下同じ。）は、第1条の目的を達成するため、市及び市民との連携を図り、青森ねぶたの保存及び伝承に努めなければならない。
2. ねぶた祭参加団体は、ねぶたの運行に当たり、法に基づく国の重要無形民俗文化財としての品位を保たなければならない。
3. ねぶた祭参加団体は、青森ねぶたの保存及び伝承に関して市が行う施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第4条 1. 市は、第1条の目的を達成するために、あらゆる施策を通じ、青森ねぶたの保存及び伝承に努めるものとする。
2. 市は、青森ねぶたの保存及び伝承のため、概ね次に掲げる施策を推進するものとする。
1 教育の場における青森ねぶたの保存及び伝承についての教育
2 地域等における青森ねぶたの保存及び伝承についての啓発、育成及び支援
3 事業者に対する青森ねぶたの保存及び伝承に必要な措置の要請
4 青森ねぶたの保存及び伝承に関する活動の指導者の育成及び支援
5 青森ねぶたを取り巻く社会環境の健全化活動の推進
6 青森ねぶたの文化的活用の推進及び振興

(施策の推進)

第5条 市長は、前条第2項各号に掲げる施策の推進に当たり、青森ねぶた祭保存会等の意見を聴くよう努めるものとする。

(委任)

第6条
附則 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
(施行期日) この条例は、平成13年4月1日から施行する。

青森県迷惑行為等防止条例

平成13年3月26日 青森県条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所等における著しく迷惑な行為等を防止し、もって県民生活の安全及び地域の平穏を保持することを目的とする。

(危険器具等による迷惑行為の禁止)

第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、遊技場、飲食店その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）又は電車、バス、船舶、航空機その他の公共の乗物（以下「公共の乗物」という。）内において、正当な理由がないのに、刃物、鉄棒、木刀その他の人に危害を加える器具等として使用することができる物（以下「危険器具等」という。）を振り回し、又は突き出し、その他の危険器具等を用いて他人に不安を覚えさせるような行為をしてはならない。

(多数でうろつく等による迷惑行為の禁止)

第3条 何人も、公共の場所において、多数でうろつき、又はたむろして、他人に対して言い掛かりをつけ、若しくはすごみ、又は正当な理由がないのに、他人の進路に立ちふさがり、他人に付きまとい、その他他人に不安を覚えさせるような言動をしてはならない。

(祭礼等における混乱誘発行為等の禁止)

第4条 何人も、祭礼その他の地域の行事又は興行その他の娯乐的催物に際し、多数の人が集まっている公共の場所において、正当な理由がないのに、物を投げ、破裂させ、燃焼させ、又は噴霧させ、人を押しのけ、わめき、虚言を用いる等により、当該公共の場所における混乱を誘発し、又は助長するような言動をしてはならない。

(自動車等の暴走行為の禁止)

第5条 何人も、公共の場所（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路を除く。）において同項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車を運転するに当たり、正当な理由がないのに、当該自動車又は原動機付自転車を急発進させ、急加速させ、急旋回させ、蛇行させ、又は急停止させる方法その他の他人に危険を及ぼし、著しい騒音を発生させる等他人に不安、困惑又は著しい迷惑を覚えさせるような方法で走行させてはならない。

(卑わいな言動の禁止)

第6条 何人も、公共の場所又は公共の乗物内において、正当な理由がないのに、他人の身体に直接又は衣服等の上から触り、衣服で覆われている他人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影する等の他人に不安を覚えさせ、又は著しいしゅう恥の念を抱かせるような卑わいな言動をしてはならない。

(押売等の禁止)

第7条 何人も、行商するに当たり、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 1 購買又は売却を拒否されたにもかかわらず、速やかに退去しないこと。
- 2 承諾がないにもかかわらず、玄関等に販売する物品を展示し、又は座り込むこと。
- 3 購買若しくは売却を拒否した者又はその場に居合わせた者に対し害を加えようとする氣勢を示すこと。
- 4 住居、建造物、器物等にいたずらすること。
- 5 著しく粗野又は乱暴な言動で迷惑をかけること。
- 6 い怖、困惑若しくは嫌悪の念を抱かせるような言動をし、又は人を欺くような言動をすること。

(罰則)

第8条 1 第2条から前条までの規定に違反した者は、10万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
2 常習として、第2条から前条までの規定に違反した者は、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

附 則**(施行期日)**

1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。

(押売等防止条例の廃止)

2 押売等防止条例（昭和32年4月青森県条例第12号）は、廃止する。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。